

# 名古屋市農業委員会 令和7年第12回総会 議事録

1 開催日時 令和7年12月22日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後3時17分

2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 12A会議室

3 農業委員会出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	14 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

4 農地利用最適化推進委員会出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第78号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第79号議案 農地法第3条の規定による地上権設定許可申請について

第80号議案 農地の競売に関する買受適格証明について

第81号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について

第82号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第83号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第84号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第85号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第86号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

第87号議案 地域農業経営基盤強化促進計画変更に関する意見聴取について

第88号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

(4) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②令和7年度全国農業委員会会長代表者集会について

③農業委員会等に関する法律第38条における意見書について

(5) その他

(6) 閉会

## 令和7年第12回総会 委員出欠状況

出席農業委員（14名）

		2番	成 田 秋 義 委員
3番	山 口 幸 江 委員	4番	近 藤 正 俊 委員
5番	福 島 茂 俊 委員	6番	木 村 幸 廣 委員
7番	川 本 美 幸 委員	8番	箕 浦 基 伸 委員
9番	布 目 已 佐 子 委員	10番	二 村 新 一 委員
11番	横 井 昭 男 委員		
13番	清 水 久 一 委員	14番	安 井 勝 春 委員
15番	安 井 秀 樹 委員	16番	横 井 庸 一 郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（10名）

17番	久 野 隆 博 委員	18番	山 口 儀 明 委員
19番	若 松 邦 義 委員		
21番	松 原 道 直 委員	22番	加 藤 新 一 委員
23番	安 井 正 敏 委員	24番	横 井 慎 一 委員
		26番	神 野 貞 雄 委員
27番	竹 川 孝 司 委員	28番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 7 年第 12 回総会（令和 7 年 12 月 22 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより令和 7 年第 12 回総会をはじめさせていただきます。</p> <p>会議に先立ちまして、ご連絡いたします。</p> <p>議案資料の 3 ページの「第 80 号議案 農地の競売に関する買受適格証明について」をご覧いただけますでしょうか。</p> <p>こちらにつきましては、議案発送後、裁判所の競売が取消しとなり、申請者からも証明願が取り下げられたため、総会の議案審議を取り下げさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいまより、令和 7 年第 12 回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第 78 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 88 号議案「農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について」までの 10 議案の審議を行います。また、報告事項を 3 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願ひいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 14 人で、定足数を満たしております。</p>
------	--

すので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 10 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、二村新一委員及び安井秀樹委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

はじめに、お願ひがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 78 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-8 について、2 番、成田委員、お願ひいたします。

成田委員 受付番号 1-8 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、12 月 2 日 に、現地調査した結果を報告します。

この農地は、親族で共有しているのですが、このたび、譲渡人が高齢のため耕作が難しくなり、親族間譲渡により持分全部の所有権移転を希望され、譲受人である息子が営農規模拡大のため、母親の持分を取得することを希望し、本申請がなされました。

申請地には現在、タマネギ、ハクサイ、ネギ、ダイコン、ブドウなどが栽培されており肥培管理良好でした。

また、譲受人はこれまでも当該農地を耕作してこられたため、引き続き適正に管理できると思われます。

以上のことから、本件許可することに何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 78 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 78 号議案の案件は許可することいたします。

次に、第 79 号議案、農地法第 3 条の規定による地上権設定許可申請及び第 81 号議案、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請のうち受付番号 3-3 について審議を行います。こちらは関連のある案件のため、一括審議します。

本議案は、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地の一時転用を目的としたものです。

本件では、太陽光パネルの設置者と営農者が異なっております。

この場合、農地の上空部分に太陽光パネルを設置するための地上権の設定、下部の農地にパネルの支柱についての一時転用

許可が必要となり、パネルの地上権設定が、第 79 号議案の農地法第 3 条に基づく許可、支柱の一時転用許可が農地法第 5 条に基づく許可となります。これらを併せて行うことが必要なため、一括審議とします。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。第 79 号議案、受付番号 3-3 及び第 81 号議案、受付番号 3-3 について、23 番、安井委員、お願ひいたします。

安井（正）  
委員

第 79 号議案の受付番号 3-3、及び第 81 号議案の受付番号 3-3 につきましては、12 月 2 日に横井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

本件は、平成 29 年 2 月の農地部会で、すでに許可されている案件で、今回は、その更新のため申請されたものです。

内容といたしましては、畠の上部に、営農型太陽光発電設備を設置するとして、農地上部に対する農地法 3 条の地上権設定の許可、及び支柱部分に対する農地法 5 条の一時転用許可がされています。

その後、令和 2 年 1 月総会、令和 5 年 1 月総会にてそれぞれ 3 年間の更新がされ、今回の申請も、さらに 3 年間の更新が申請されました。

申請地である中川区江松西町の 1 畠の畠は、コカブ、ニンニク、コールラビなどが作付けされていました。

周囲の状況は、西側がビニールハウス、それ以外の 3 方は道路となっており、周辺農地への被害防除には引き続き配慮することです。

また、富田町土地改良区の承諾書があることや、許可期間終了後の農地復元誓約書の提出、撤去費用の確保についても問題

はないと思われます。

発電設備の下部における耕作の状況については、毎年3月の総会で報告させていただいております。直近の昨年度3月の報告では、ミカンの収穫を生育不良のため断念しておりますが、野菜の収穫量については、地域の平均反収の8割を超えております。

以上のことから、今回の申請については、許可することにつき差し支えないと考えておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第79号議案、受付番号3-3及び第81号議案、受付番号3-3の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第79号議案、受付番号3-3及び第81号議案、受付番号3-3の案件は許可することといたします。

次に、第80号議案につきましては、冒頭で説明したとおり審議を取り下げさせていただきます。引き続き、4ページの第81号議案、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号4-5について、13番、清水委員、お願いいいたします。

清水委員 受付番号4-5につきまして、坂野推進委員及び事務局職員と

で、12月3日に調査した結果を報告します。

転用の内容は、申請地の隣地に建設される農産物処理施設の駐車場とするものです。賃借人は、農産物を農業者から購入してショッピングモール内のテナントで販売をしています。昨年から賃借人への米や野菜の需要が高まり、農産物の鮮度の確保と品質管理を徹底する必要があることから、農産物の処理等の施設を建築することとなりました。しかし、施設敷地内には自社保有車両と従業員用の駐車スペースは無く、さらに取引先車両待機スペースも必要となることから、施設の隣地にあたる申請地に、駐車場を設置するため、本申請に及んだものです。

申請に係る農地の港区川園三丁目の1筆は、農地区分が3種農地で、転用許可をすることに問題ないと判断できる農地です。

申請地の現況は畠で、ミカンが栽培されている状況でした。その周囲の状況は、北側・東側は道路、南側は宅地、西側は畠であり、周辺農地への被害防除には配慮することです。

また、茶屋新田土地改良区の意見書があることや、賃借人は、資金調達に必要な資力・信用があること、住宅都市局開発指導課にも事前に相談していることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。

以上、調査の結果、許可をすることについて、問題ないと 思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第81号議案、受付番号4-5の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	<p>ご異議なしと認め、第 81 号議案、受付番号 4-5 の案件は許可することといたします。</p> <p>次に、第 82 号議案、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について審議を行います。</p>
	<p>それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-6 について、港農政課長、お願ひいたします。</p>
港農政課長	<p>受付番号 4-6 につきまして、安井勝春委員、木村推進委員及び事務局職員とで、12 月 3 日に調査した結果を報告します。</p>
	<p>転用の内容は、分家住宅を建設するものです。借主は、蟹江町の賃貸住宅に居住していますが、家族が増え、手狭となつたため、新居を建設するための土地を探していました。しかし、適当な土地が無く、母の土地に建築することとなり、申請に及んだものです。</p>
	<p>申請に係る農地の港区西福田一丁目の 1 筆は、農地区分が 3 種農地で、転用許可をすることに問題ないと判断できる農地です。</p>
	<p>申請地の現況は畠で、耕作準備中の状況でした。その周囲の状況は、北側と西側は道路、東側は畠、南側は宅地であり、周辺農地への被害防除には配慮することです。</p>
	<p>また、海東土地改良区の意見書があることや、借主は、資金調達に必要な資力・信用があること、住宅都市局開発指導課にも事前に相談していることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。</p>
	<p>以上、調査の結果、許可をすることについて、問題ないと思</p>

いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号4-7について、13番、清水委員、お願いいいたします。

清水委員

受付番号4-7につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、12月3日に調査した結果を報告します。

転用の内容は、分家住宅を建設するものです。使用借人は、港区内の賃貸住宅に夫婦で居住し、妻の両親の介助のため、妻の実家へ日々通っています。同じ区内に住んではいるものの、距離的に負担があり、負担軽減のために、より近くに住むため適地を探していたところ、申請地の向かいに住む妻の父の所有地での建設を決断し、本申請に及んだものです。

申請に係る農地の港区藤高四丁目の1筆は、農地区分が白地に接続し、集落に接続する1種農地で、他に適地がなく、所有者である妻の父親の承諾が得られることから、転用許可することに問題ないと判断できる農地です。

申請地の現況は畠で、耕作準備中の状況でした。その周囲の状況は、北側は道路、東側は宅地、南側と西側は畠であり、周辺農地への被害防除には配慮するとのことです。

また、藤高土地改良区の意見書があることや、使用借人は、資金調達に必要な資力・信用があること、住宅都市局開発指導課にも事前に相談していることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。

以上、調査の結果、許可をすることについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 82 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 82 号議案の案件は許可することいたします。

次に、第 83 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-5 について、15 番、安井委員、お願いいいたします。

安井（秀） 委員 受付番号 4-5 につきまして、神野推進委員及び事務局職員とで、12 月 4 日に調査した結果を報告します。

本件申請は、願出者が、生産緑地港区小碓一丁目はじめ 2 筆の主たる従事者であることにつき、証明を願い出たものです。

主たる従事者は、令和 4 年 11 月に一過性脳虚血発作による入院後、両手のふるえ、歩行困難等が継続し、令和 7 年 1 月にパーキンソン病の診断を受け、農作業が不可能になったことは、事務局が医師の診断書と本人との面談により確認しております。

なお、本件願い出に係る生産緑地の現況について調査した結果、2 筆とも畑で、港区小碓一丁目の 1 筆は、タマネギ、ダイコンが作付けされており、また港区小碓一丁目の 1 筆は、タマネギ、ダイコン、ブロッコリー、ハクサイが作付けされおり、農地として良好に管理されていました。

これらの事実から、本件申請につきましては、願い出のとお

り証明することに、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 83 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 83 号議案の案件は証明することいたします。

次に、第 84 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

本議案には、若松邦義委員ご本人に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第 31 条及び名古屋市農業委員会総会会議規則第 12 条に規定する「議事参与の制限」のため若松邦義委員におかれましては本案件についてのご発言を控えていただきますようお願いいたします。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-32 から 1-34 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。

近藤委員 受付番号 1-32 から 1-34 の 3 件の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、12 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。

はじめに受付番号 1-32 の願い出の農地について、ウメ、カ

キ、ハツサクが栽培されており、肥培管理は良好でした。

次に受付番号 1-33 の願い出の農地について、4 筆一体で利用されており、サツマイモ、ダイコン、タマネギなどが栽培されており、肥培管理は良好でした。

最後に受付番号 1-34 の願い出の農地について、相川二丁目の 2 筆の農地は一体で利用されておりハクサイ、ダイコンが栽培されていました。

天白町大字野並字北沢の 1 筆の農地は、ミカンが栽培されており、どちらも肥培管理は良好でした。

以上 3 件、いずれも願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しており、問題ないと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 1-35 について、18 番、山口委員、お願いいいたします。

山口（儀） 委員 受付番号 1-35 の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、12 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-35 の願い出の農地には、カキ、ミカン、ワサビ菜、イチジクなどが栽培され、肥培管理良好でした。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-36 について、2 番、成田委員、お願いいいたします。
成田委員	受付番号 1-36 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、12 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。
	受付番号 1-36 の願い出の農地には、ブロッコリー、パセリ、水菜などが栽培され、肥培管理良好でした。
	また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。
	以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-37 について、5 番、福島委員、お願いいいたします。
福島委員	受付番号 1-37 農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、12 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。
	申請地の、池場一丁目の 1 筆においてウメが栽培されていました。
	土原四丁目の 1 筆においてミカン、ダイコン、タマネギ、キウイなどが栽培されていました。いずれも肥培管理良好に管理されていました。
	また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。
	以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-38 について、18 番、山口委員、お願ひいたします。
山口（儀）委員	受付番号 1-38 の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、12 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。
	受付番号 1-38 の願い出の農地には、ミカン、キウイ、ダイコン、ウメなどが栽培され、肥培管理良好でした。
	また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。
	以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-39 から 1-41 について、5 番、福島委員、お願ひいたします。
福島委員	受付番号 1-39 から 1-41 の 3 件の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、12 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。
	はじめに受付番号 1-39 の願い出の農地について、2 筆一体で利用されており、ウメ、ミカンが栽培されており、肥培管理良好でした。
	次に受付番号 1-40 の願い出の農地について、元八事一丁目の 1 筆の農地は、アマナツ、カキ、ハクサイ、ブロッコリーなどが栽培されていました。
	池見一丁目の 1 筆の農地は、ビワ、ハッサク、イチジクが栽

培されていました。

池見一丁目の2筆の農地は一体で利用されており、ウメ、キヤベツ、タマネギが栽培されていました。いずれも肥培管理良好でした。

最後に受付番号1-41の願い出の農地について、元八事一丁目の4筆の農地は一体で利用されており、ミカン、イチジク、ビワが栽培されていました。

元八事一丁目の1筆の農地は、ミカン、ウメ、ダイコン、タマネギが栽培されていました。

池見一丁目の3筆の農地は一体で利用されており、ミカン、カキが栽培されていました。

池見一丁目の1筆の農地は、ミカン、ニンニク、ピーマンが栽培されていました。

池見一丁目の2筆の農地は一体で利用されており、ウメ、カキ、ミカンが栽培されていました。いずれも肥培管理良好でした。

3件それぞれ願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号1-42について、2番、成田委員、お願いいいたします。

成田委員	<p>受付番号 1-42 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、12月2日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 1-42 の願い出の農地には、タケノコ、ミカン、イチジク、ハクサイなどが栽培され、肥培管理良好でした。</p> <p>また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。</p> <p>以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 2-24 について、西部・守山農政課長、お願いいいたします。</p>
西部・守山農政課長	<p>受付番号 2-24 について、12月3日に石田委員、木村委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。</p> <p>申請地はすべて畑で、ミカンが作付けされていました。</p> <p>願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 2-25 及び 2-26 について、21番、松原委員、お願いいいたします。</p>
松原委員	<p>受付番号 2-25 及び 2-26 について、12月3日に川本委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 2-25 の申請地は、上志段味特定土地区画整理の1筆に仮換地となっており、ダイコン、ナバナ、カキなどが作付</p>

けされていました。

受付番号 2-26 の申請地は、上志段味特定土地区画整理の 3 筆に仮換地となっており、すべて畑で、ミカン、ダイコンなどが作付けされていました。

願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-27 について、西部・守山農政課長、お願いいいたします。

西部・守山農政課長

受付番号 2-27 について、12月3日に石田委員、木村委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-27 の申請地は田と畑で、田は水稻収穫済み、畑はホウレンソウ、ダイコンなどが作付けされていました。

願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-15 について、22番、加藤委員、お願いいいたします。

加藤委員

受付番号 3-15 の農地につきましては、12月3日に布目委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-15 の中川区吉津三丁目の 1 筆の畑は、ミカン、キャベツ、ブロッコリー等が、吉津三丁目の 2 筆の畑は、ダイ

コン、ニンニク、エンドウ、カキ等がそれぞれ作付けされており、いずれも良好に管理されていました。

以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 4-15 及び 4-16 について、14 番、安井委員、お願いいいたします。

安井（勝） 委員 受付番号 4-15 及び 4-16 につきまして、竹川委員及び事務局職員とで、12 月 4 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-15 の証明願い出の農地、港区小川一丁目はじめ 2 筆は田で、稲刈り後の状態でした。港区小川二丁目の 1 筆は畠で、ミカン、キンカン、イチジクが栽培されており、農地として良好に管理されていました。

また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、受付番号 4-16 につきまして、港区新茶屋一丁目はじめ 7 筆は田で、稲刈り後の状態でした。港区西福田二丁目の 1 筆は畠で、タマネギ、ジャガイモ、ネギ栽培されており、農地として良好に管理されていました。

また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

横井（慎） 委員 ちょっと聞きたいんですが、9ページの1-41の願出者の件ですが、物件が11筆あるのに、納税猶予面積が207平米のことなんですが、これは11筆に対して納税猶予面積が207平米になっとるということか、確認したいです。お願いします。

課長補佐 事務局から回答します。

この納税猶予対象面積207平米は、ちょうど左にございます天白区元八事一丁目の1筆の240平米のうちの納税猶予対象面積となっております。

横井（慎） 委員 はい、わかりました。

議長（会長） 他にございませんか。

他にないようです。それでは、第84号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第84号議案の案件は証明することいたします。

次に、第85号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-6 及び 1-7 について、5 番、福島委員、お願いいいたします。

福島委員

85 号議案につきまして、近藤正俊委員と事務局職員で、12 月 2 日に、受付番号 1-6 及び 1-7 の 2 件の農地の現地調査を行いました。まず調査内容を報告させていただきます。

受付番号 1-6 願い出の土地は、申請者である長男が相続され、引き続き農業経営を続けられるとの申し出がありました。

申請地について 3 筆一体で利用されており、ハッサク、ミカン、レモン、ラッカセイなどが栽培されていました。

また、これまで農作業に従事されていることを確認し、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。

次に、受付番号 1-7 願い出の土地は、申請者である長男が相続され、引き続き農業経営を続けられるとの申し出がありました。

申請地について、ハッサク、ダイコン、ネギ、ブロッコリー、などが栽培されていました。

また、申請者はこれまでほとんど農作業に従事してきませんでしたが、相続を機会に農作業に従事することと、それにあたりこれまでおもに農地を耕作管理してみえた叔父さんの指導の下、二人で農作業にあたることを確認しており、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。

以上のことから、今回の 2 件の申請についていずれも相続税の納税猶予の適格者とすることに、何ら問題はないと思いま

	す。よろしくご審議のほど、お願いいいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
	特にないようです。それでは、第85号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第85号議案の案件は証明いたします。
	次に、第86号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について審議を行います。
	本議案は、生産緑地の貸借を行う法律である都市農地貸借法第4条第3項の規定により、事業計画の決定について名古屋市長より農業委員会に対して審議依頼のあったものです。今回は東部・緑から3件、案件がございます。
	審議のポイントとしましては、配付資料①から③をご覧ください。こちらの表の左側が、都市農地貸借法第4条第3項1号から6号の基準となります。表の右側の事業計画の内容が、この基準に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。
	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。16ページから21ページの事業計画の概要について4番、近藤委員、お願いいいたします。
近藤委員	第86号議案につきまして、福島委員と事務局職員とで、12月2日に東部・緑①から③まで、3件の申請者との面談及び現地調査を行いました。まず3件の調査内容を報告させていただ

きます。

まず最初に東部・緑①です。

本件は令和8年1月31日契約期間の満了を迎えます。今回更新を迎えるにあたって共同で借りていたもう一人の方が更新しない意向を示されたので、申請者と土地所有者との間での使用貸借での契約となりました。

申請地は、天白区植田二丁目の1筆、対象面積370平米で、地目は畠、現在、ジャガイモ、ダイコン、ニンジン、サツマイモなどが栽培中です。

お手元の配付資料①をご覧ください。この表の右側に事業計画の内容が記載されています。

第1号の「1」については、項目「1イ」に該当します。

耕作計画では、トマト、ピーマン、ナス、ジャガイモ、ダイコンなどを栽培し、収穫量のおおむね5割以上の直売を継続予定です。

第1号の「2」及び第2号から第6号につきましては、ご覧のとおり、周辺地域への影響等もなく、必要要件を満たしております。

次に東部・緑②についてです。

本件は、申請者と土地所有者との間で使用貸借の契約がなされました。申請者は当該地において、これまで所有者の耕作の手伝いを行っていましたが、今回所有者より土地の一部を貸し出しても良いという話があり、今回申請にいたりました。

申請地は、名東区上社五丁目の1筆、対象面積2,293平米のうち330平米で、地目は畑、現在、ハクサイ、ニンジン、ダイコンなどが栽培中であり、防災協力農地に指定されております。

お手元の配付資料②をご覧ください。この表の右側に事業計画の内容が記載されています。

第1号の「1」については、項目「1ハ」に該当します。

耕作計画では、ジャガイモ、タマネギ、ナス、スイカ、ニンジンなどの野菜を栽培し、防災協力農地であるため収穫量のおむね2割以上を直売所で販売する予定です。

第1号の「2」及び第2号から第6号につきましては、ご覧のとおり、周辺地域への影響等もなく、必要要件を満たしております。

最後に東部・緑③についてです。

本件は、名古屋市農地バンク制度を通じて、申請者と土地所有者との間で使用貸借の契約がなされました。

申請地は、天白区元植田三丁目の1筆、対象面積1,625平米で、地目は畑、現在、耕作準備中です。

お手元の配付資料③をご覧ください。この表の右側に事業計画の内容が記載されています。

第1号の「1」については、項目「1イ」に該当します。

耕作計画では、サツマイモ、タマネギなどの野菜を栽培し、収穫量のおおむね5割以上を直売所で販売する予定です。

第1号の「2」及び第2号から第6号につきましては、ご覧のとおり、周辺地域への影響等もなく、必要要件を満たしております。

以上3件調査結果を報告をさせていただきました。

3件すべて、必要な要件を全てを満たすことから、申請のとおり、事業計画を決定することについて、何ら問題は無いと思います。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

安井（勝） 委員 3件とも賃貸借じゃなくて使用貸借ですけど、なにかこれは農業委員さんがアドバイスされて、使用貸借にされたということでしょうか。

近藤委員 当事者同士で決めたものです。

安井（勝） 委員 特に農業委員、推進委員さんのアドバイスをされてという事ではなくて、当事者同士の確認のなかで、いいですよということですか。賃借じゃなくて、使用貸借でと。

東部・緑農政課長 東部・緑農政課長からご報告します。

当該案件につきましては、いずれも当事者同士の契約要件で、使用貸借ということで合意に至ったと聞いております。

議長（会長） よろしいでしょうか。

安井（勝）  
委員  
議長（会長）

はい。

では、その他ありませんか。

他にないようです。それではここで、第86号議案の議決の案を読み上げます。15ページをご覧ください。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定により、名古屋市が事業計画の認定をするにあたり、名古屋市長から「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について（依頼）」により依頼があったことについては、申請のあった事業計画の通り決定する。

理由としましては、当該計画は、第4条第3項に掲げる必要要件の全てを満たすことが認められるため、です。

それでは、第86号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第86号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答します。

次に、第87号議案「地域農業経営基盤強化促進計画変更に関する意見聴取」及び第88号議案「農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取」について審議を行います。こちらは関連のある案件のため、一括審議します。

まず第87号議案「地域農業経営基盤強化促進計画変更に関する意見聴取」について、事務局から説明をお願いします。

課長補佐

それでは、議案資料、26 ページ、第 87 号議案「地域農業経営基盤強化促進計画いわゆる地域計画変更に関する意見聴取について」説明をさせていただきます。

議案の内容を説明する前に、地域計画目標地図に位置付けられた農地の農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外についての流れ等について説明いたします。

令和 7 年 3 月末に名古屋市が策定した地域計画において、地域計画エリア内の農用地区域内農地、いわゆる青地については、すべて地域計画の区域内農地に位置付けされたところです。

議案資料 28 ページの参考条文をご覧ください。

下線部分、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項では、「地域計画を変更しようとするときは、あらかじめ農業委員会の意見を聴かなければならない」とされております。

また、29 ページの下線部分をご覧ください。こちらは農業経営基盤強化促進法の基本要綱で、「地域計画の区域内の土地について、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに限り、農用地区域からの除外や農地転用許可を行うことができる」とされております。

恐れ入りますが、机上にお配りしております、配付資料④をご覧ください。地域計画区域内の農地を農振除外する際の主な流れを説明しております。

今回の議案である第 87 号議案、第 88 号議案については、地域計画区域及び農用地区域から除外することについて農業委員会へ意見聴取があつたもので、網掛けの部分が該当する箇所でございます。なお、当該意見聴取は、地域計画変更に係る協議の場の開催を兼ねるものでございます。

今回、名古屋市からの意見聴取について、名古屋市農業委員会において問題ないと認められた場合、まず地域計画の変更を行い、その後、愛知県等と調整し農振除外・農地転用を行う流れとなります。

続きまして、第 87 号議案の内容について、ご説明させていただきます。議案資料の 27 ページをご覧ください。

「1 地域名」、「2 変更箇所」のとおり、本件は海東地域の農地一筆を分家住宅、茶屋新田地域の農地一筆の一部を車両進入通路にするために、農用地区域から除外するため、地域計画の区域からも除外をするものです。

恐れ入りますが、机上にお配りしております、配付資料⑤をご覧ください。表面・裏面それぞれに、地域計画の目標地図における変更前・変更後の本件農地について、青色の丸で囲んだ箇所を図示しております。

いずれの農地も「変更前」の目標地図では、「今後検討等」の土地となっており、「変更後」のとおり地域計画の区域から除外しても、地域計画の達成に支障はないことから地域計画の変更については問題ないと考えられます。

以上、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。

それでは、次に第 88 号議案「農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取」について、担当の方からご報告をお願いいたします。議案資料 31 ページをご覧ください。

受付番号 4-2 の農業振興地域整備計画変更の概要について、

港農政課長、お願いいいたします。

港農政課長

受付番号 4-2 の案件につきまして、安井勝春委員、木村推進委員及び事務局職員とで、12 月 3 日に調査した結果をご報告します。

申出者は、外 1 名である妻と子の 3 人で港区の賃貸アパートに住んでおり、令和 4 年 10 月に申出地において分家住宅を建築するため、農用地利用計画変更の申し出を行いましたが、その後資金調達が困難となり、分家住宅の建築計画を中止しました。

以前居住していた賃貸アパートの更新手続きを行っていなかつたため、申出者家族は賃貸アパートを退去せざるを得ず、妻と子は一旦妻の実家に居住し、申出者は単身で新たな賃貸アパートに居住することとなり、別々で生活することとなりました。

しかしながら、子の成長に伴い、妻の実家での生活スペースが手狭となり、今後も継続して実家に居住することが困難となりました。さらに、家族が別居状態にあることは、子の心身の成長に適切な環境ではないと考え、早期に安定した居住環境を確保すべく、改めて資金計画を見直し、分家住宅の建築を考えるようになりました。

申出者夫婦には所有不動産はないため、周辺地域で土地を探しましたが、希望に沿う土地が見つからなかったところ、申出者の妻の伯母から「所有する土地を利用してよい」との申し出があり、今後、妻の祖母の農作業の手伝いもできる港区西福田二丁目の 1 筆の土地を紹介されました。

他に適地がなく、所有者である妻の伯母の承諾が得られるところから、今回の申し出に及んだものです。

当該農地は白地に接続し、集落にも接続しているため農用地区域の周辺部であり、周辺農地の農作業の効率性に支障はありません。

また、除外後は市街化が進む 3 種農地であり、転用面積は 409 平米のため、必要最小限の面積であることを事業計画で確認しております。

なお、申請地の北側と東側は水路、南側は道路、西側は雑種地となっており、海東土地改良区から排水同意書もあり、被害の防除には配慮するとのことです。

以上、調査の結果、今回の分家住宅に伴う農業振興地域整備計画の変更は、農地の利用の集積、農用地の集団化及び農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないため、農振除外を認めることもやむを得ないものと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、議案資料 32 ページの受付番号 4-3 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-3 の案件につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、12 月 3 日に調査した結果をご報告します。

申出者は、自動車の販売や買取、修理、リース等の業務を行っている法人です。現在、申出地の北側隣接地を借りて、自走不能となった故障車等の駐車場として使用しているが、既存の出入口が東側にある水路橋のみです。当該橋は、設置時期も不明で、水路を管理する茶屋新田土地改良区からも、橋の継続使用における崩落等の危険性を完全に排除できないことから、自主动的に使用を控えるよう勧告を受けています。

しかしながら、当該駐車場の北側には農地があり、隣接して

店舗があることや、西側は農地が広がっているため、駐車場への乗り入れについて申出地を通行するほかなく、港区川園二丁目の1筆の一部、面積451平米のうち251平米の土地に車両進入通路を設置するため、農用地利用計画変更の申し出に至ったものです。

当該農地は白地に接続し、集落にも接続しているため農用地区域の周辺部であり、周辺農地の農作業の効率性に支障はありません。

また、除外後は第1種農地ですが、申出地は『隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもので、事業目的を達成するうえで必要と認められるもの』と考えられ、許可基準の例外に該当し、転用面積についても、進入する経路が示された軌道地図及び事業計画により、申出地の面積451平米のうち251平米のため、必要最小限の面積であることを確認しております。

なお、申請地の南側は道路、北側は雑種地、西側は畠、東側は水路となっており、茶屋新田土地改良区から排水同意書もあり、被害の防除には配慮することです。

以上、調査の結果、今回の車両進入通路設置に伴う農業振興地域整備計画の変更は、農地の利用の集積、農用地の集団化及び農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないため、農振除外を認めることもやむを得ないものと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

松原委員

配付資料⑤ですけども、例えばこれは、海東地域の場合、上は今後検討等ということで、空色の丸字の区画の長方形の縦の

部分が除外されて、下は空白部分ですわね。全部なくなっとると。

じゃあ、裏側ですけども、上の部分は台形ですけども、下の部分は残るのか、下の変更ですけども、青水の一部が右側が消えてるんですね。そこが除外されたという意味ですか。

そこがちょっとわからなかつたもんで。

課長補佐 事務局から回答いたします。

松原委員のおっしゃるとおりでございます。

海東地域についてはおっしゃるとおり、1筆すべて農振除外するものでございまして、裏面の茶屋新田地域につきましては、必要最小限度の面積のみ除外するため、1筆を分筆して一部を農振除外するものでございます。

具体的には、台形の右側が下の地図では切れて、透明になつてていると思うんですけど、右側のほうを農振除外するものでございます。

議長（会長） いかがでしょうか。よろしいですか。

松原委員 はい。

議長（会長） ありがとうございました。他にご意見ございますか。

他にないようです。

それではここで、まず第87号議案の議決の案を読み上げます。26ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、名古屋市が地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するにあたり、名古屋市長から「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に関する意見の聴取について（依頼）」により意見聴取があつたことについては、変更に係る土地を地域計画の区域から除外して差し支えない。

理由としましては、当該地域計画変更は、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、です。

次に、第88号議案の議決の案を読み上げます。30ページをご覧ください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、名古屋市が農業振興地域整備計画を変更しようとするにあたり、名古屋市長から「農業振興地域整備計画の変更について（意見聴取）」により意見聴取があつたことについては、申出に係る土地を農用地区域から除外して差し支えない。

理由としましては、当該計画変更は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件をすべて満たすことが認められるため、です。

それでは、第87号議案及び第88号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第87号議案及び第88号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願  
いいたします。

農政課長

それでは、令和7年11月1日から令和7年12月1日まで  
に、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務  
局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1ページから7ページにかけまして、農地法第3条の  
3の規定による届出が19件

続いて、8ページから14ページにかけまして、農地法第4条  
第1項第7号の規定による転用届出が20件

続いて、15ページから42ページにかけまして、農地法第5  
条第1項第6号の規定による転用届出のうち所有権移転に係  
るものが82件

続いて、43ページから45ページにかけまして、同じく、農  
地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち賃借権  
設定に係るものが7件

続いて、46ページから47ページにかけまして、同じく、農  
地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち使用貸  
借権設定に係るものが5件

続いて、48ページから49ページにかけまして、農地法第18  
条第6項の規定による合意解約通知が2件

続いて、50 ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 2 件

続いて、51 ページですが、農地の競売・公売に関する買受適格者証明が 3 件

続いて、52 ページから 53 ページにかけまして、転用届出に係る訂正願が 5 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長） ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

松原委員 どういう状況か教えていただきたい所がありまして、こちらの農地転用届出等処理報告のほうですけど、42 ページの 4-58 ですけど、渡人と受人の住所が両方とも外国ですが、住民票は日本にあるんですか、それともどちらも外国ですかね。いわゆる帰化するのかどうかとか、そういうことも含めて、どちらに住まわれてるんですかね。

というのは、最近外国人が農地を購入している。例えば 4-55 を見ますと、受人の住所が、住民票が日本にあるわけですね。外国籍と思われる名前ですけども。この場合は日本に住所があるので、買うっていうことだから資金もあると思いますけども、例えば転売なんかで所有権がまたどつか反社会的な方に移動していく可能性もあるもんで、今の 4-58 みたいな形で外国人人が日本の土地を買って、いらなくなれば転売するというかね。そういう可能性もあるんじゃないかなと思ってね。今後、円安の関係で金銭的に取得も可能となるとか、いろいろあると思いますもんで、どういう状況で手に入れたか、分かれば聞きしたい。分からなければ分からないでよろしんですけども、ちょっとお聞きしたいと思いまして質問させていただきま

した。

港農政課長

港農政課長でございます。

ただいまご質問いただいた件につきまして、手元に詳細な資料を持っておりませんので、後日改めて、松原委員さんにお答えさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

松原委員

個人的ではなく、みなさんに報告していただければいいと思います。

課長補佐

事務局から補足で説明しますと、この転用届出の場合、住民票の提出まで求めておりません。あくまで申請者の方に、住所とご氏名を記載していただいて、届出を出していただく形となりますので、法令上もそこまで求めておりませんので、申し訳ないですけれども、そこまで求めなさいということを義務付けることはできませんので、松原委員の言われることまで確認することは難しいかと思います。

松原委員

農業委員会の法的強制力というのはそこまではできないもんでね、今後国が法律でも作ったり、条例でも作ったりして、やっていかないかんようなとこですけど、そういう危険性がこれを見るとあるんじゃないかと思いますけど、安易に渡人は過去を見ると3-165とか39ページとか数カ所にあるもんですから、日本の会社が日本人に売る場合はいいんだけども、外国人でも住民票が市内にあれば、先ほどと重複しますけども、外国で買って、それをまた転売してマネーロンダリングじゃなく、土地ロンダリングというんですかね、そうなるとちょっと大した問題に大発展していくという可能性もあるもんで、ちょっとそこんところ、心配しただけです。以上です。

議長（会長）

ありがとうございます。

他に何かご質問はございますか。

他にないようです。続きまして、報告（2）「令和7年度全国農業委員会会長代表者集会」について、報告いたします。

私ですけれど、11月27日に東京都文京区の文京シビックホールに、全国農業委員会会長代表者集会が開催されましたので、資料はこちらを見ていただいたと思いますけれど。

はじめに、令和8年度農業関係予算に関する要請決議をいたしました。

次に申し合わせ決議として、「地域計画の実現により持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進するための申し合わせ及び「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせの2件を決議しました。

それから資料にあるとおり、農業委員会の会長さんより活動事例が報告されました。

いつもそうなんですけれども、高齢化が進み、跡継ぎがないということがどの会議でも出ます。確かに大変だなあと思うんですけど、農業も他の職業と同じ収入が得られたら、農業をやっていくという決意ができるという話も出ましたけれど、いろいろ同じような悩みを持ってらっしゃいます、会長さんたち。

そういう会でした。報告は以上です。

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

	<p>続きまして、報告（3）「農業委員会等に関する法律第38条における意見書」について、報告いたします。事務局お願いします。</p>
課長補佐	<p>右肩に報告3と記載のある資料をご覧ください。</p> <p>先月の総会後、第1回の拡大運営委員会を開催し、来年度も意見書を提出することを決定しました。</p> <p>お配りしていますのは、今年度7月に提出した意見書に対しての名古屋市からの回答を記載しております。こちらの資料はお持ち帰りいただきまして、ご一読いただければと思います。</p> <p>本日の総会後の拡大運営委員会で意見書の内容について検討させていただきます。今後、拡大運営委員会での検討事項を皆様にも確認させていただくこともあるかと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長（会長）	<p>ただいまの報告で、何かご質問等はござりますか。</p> <p>特にないようです。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和7年第12回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p>

閉会（午後3時17分）